

第1章 計画見直しにあたって

1 計画見直しの背景及び趣旨

近年の国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国では国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とし、平成17年7月に「食育基本法」が施行されました。(以下「基本法」という)。その基本法を踏まえ、県では平成18年2月に岩手県食育推進計画、平成23年1月に同計画を改定しています。当町では平成21年に「岩泉町食育推進計画」を策定し、総合的かつ計画的に取り組んで来ました。この間、家庭、学校・児童施設等、地域と行政が連携した取り組みを進めた結果、子どもの朝食欠食率、肥満率の改善に繋がりました。しかしながら肥満率は全国平均よりも高い状況にあります。また近年の食を取り巻く環境の変化による生活習慣病の増加や食の安心を揺るがす様々な事件の発生等、新たな課題が生じています。

こうした課題に対応するため平成25年に「岩泉町食育推進計画」を改定し、引き続き食育の推進に取り組んできました。平成30年に同計画の3次改定にあたり、その間に起きた様々な状況、特に本町に大きな被害をもたらした平成28年8月の台風第10号豪雨災害は、町民の食生活にも多大なる影響を与えました。

こうした食生活をめぐる環境の変化に合わせて、これまで家庭、学校・児童施設、地域と行政が連携、総合的かつ計画的に食育推進に取り組んできた状況と新たな課題や問題に対応するために、現計画の評価と平成30年度からの新計画に繋げていきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第17条に基づき、国の第3次食育推進基本計画及び岩手県食育推進計画を基本とした「市町村食育推進計画」として位置づけます。岩手県食の安全安心推進条例第18条に基づき、食育を具体的に進めるための計画です。

この計画は、総合的な取組の協働指針とし、家庭、学校・児童福祉施設、地域、企業、行政等全ての食育関係者の指針となります。

食育の施策の基本的な考え方を総合的にまとめ、かつ施策の方向をより明確なものとする実行計画です。

また、「岩泉町地域福祉計画」、「岩泉町健康増進計画（健康いわずみ21プラン）」、「次世代育成支援対策行動計画」、「岩泉町母子保健計画」、健康情報誌「まめもり」と整合性を保持しており、岩泉町健康づくり推進協議会の提言を受けて策定しています。

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

平成 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34									
国		食育基本法	食育推進基本計画					第2次食育推進基本計画					第3次食育推進基本計画															
県			岩手県食育推進計画					第2次岩手県食育推進計画					第3次岩手県食育推進計画															
町	H16～健康づくりネットワーク事業（まめまめ・もりもりネットワーク）																											
			H18 健康情報誌まめもり発刊					東日本大震災津波					台風第10号豪雨災害					第1次岩泉町食育推進計画				第2次岩泉町食育推進計画				第3次岩泉町食育推進計画		